

計画の策定にあたって

施策の体系

計画策定の背景

近年、食生活を取り巻く環境は、ライフスタイルや価値観の多様化などに伴い大きく変化しています。食の大切さへの意識が希薄となり、不規則な食事や栄養の偏り、肥満や生活習慣病の増加、食品の安全性や食料自給率の低下など、食をめぐる様々な問題が生じています。

このような食をめぐる問題の解決に向け、国は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を推進するため、平成17年7月に「食育基本法」を施行、平成18年3月には「食育推進基本計画」を策定し、国民運動として食育の推進に取り組んでいます。

本市でも、市民一人ひとりが食の大切さを考え、健康で心豊かな生活が送れるよう「千葉県食育推進計画（平成21～25年度）」を策定し、食育の取り組みを総合的・計画的に推進することとしました。

食育とは

食育基本法の中では、「食育」を次のように位置づけています。

- ①生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。
- ②様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

食育推進の2つの視点

本市では、食育の推進を通じて、子どもから大人まで、市民一人ひとりが、心身ともに健康で、豊かな人間性を育み、地域社会でいきいきと暮らしていけるよう支援することで、活力と魅力にあふれたまちの実現をめざします。そのために、次の2つの視点により食育を推進していきます。

《子どもたちへの食育》

子どもは、食に対する考え方を形成するうえで重要な時期にあります。家庭や学校などで、日々の食生活に必要な正しい知識や判断力を習得し、自分の成長に合った健全な食生活を実践する習慣を身につけていくことが大切です。

未来を担う子どもたちが、生涯にわたって、健康で豊かな人間性を育ていけるよう、家庭、地域、保育所（園）、幼稚園、学校等で、基礎的な食習慣や知識、食を大切にすることを育てていくことに重点をおいた食育を推進します。

《健康づくりと食育》

近年、栄養の偏りや不規則な食習慣により、糖尿病やメタボリックシンドロームが増加しています。心身の健康を保持増進していくためには、健全な食生活の実践を通じた健康づくりに取り組み、生活習慣病などを予防することが大切です。

生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、望ましい食習慣を身につけられるよう食育を推進します。



基本理念

子どもから大人まで、市民一人ひとりが「食」を大切にし、正しい知識と選ぶ力を身につけ、健全な食生活を実践することで、「こころ」と「からだ」の健康と豊かな人間性を育む。

3つの基本目標

「食」を大切に
する心の育成

「食」の理解
と実践

「食育」の「輪」
の展開

5つの施策展開

1 家庭・地域における食育の推進

- (1) 楽しく食べることの推進・望ましい食習慣と知識の習得
- (2) 妊産婦と乳幼児等への食育の推進
- (3) 健康づくりのための食育の推進
- (4) よく噛み、よく味わう習慣の形成
- (5) 地域における「食」を学ぶ機会の充実
- (6) 食品関連事業者等と連携した食育の推進

2 保育所（園）、幼稚園、学校等における食育の推進

- (1) 保育活動や教育活動を通じた食育の推進
- (2) 指導体制の整備
- (3) 給食を通じた食育の充実
- (4) 農業体験や食品の調理などの体験活動の推進
- (5) 保護者への普及啓発・地域との連携

3 地産地消の推進・環境にやさしい食育の推進

- (1) 市内産農畜産物への理解の促進
- (2) 地産地消の推進
- (3) 生産者と消費者との交流と体験活動の促進
- (4) 地元でとれる農畜産物を活かした料理の普及
- (5) 環境にやさしい食育の推進

4 食の安全・安心に関する情報の提供

- (1) 食品の安全性に関する情報の提供

5 食育推進運動の展開と連携・協力体制の確立

- (1) 食育推進運動の展開
- (2) 関係機関・団体等との連携・協力体制の確立
- (3) 食育推進に関わる人材の育成・支援